

東 福 発 第 2047 号
令 和 4 年 3 月 7 日

各指定居宅介護支援事業所管理者 様

東根市健康福祉部福祉課長

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について（通知）

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて、本市では下記のとおり取扱いますので、必要な届出を行うとともに、制度の理解、運用に十分御留意くださいますようお願いいたします。

なお、本通知は、令和4年3月1日（令和4年度前期分）から適用することとします。

記

1 特定事業所集中減算の基準等について

別紙「特定事業所集中減算関係法令等」をご覧ください。なお、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号、以降「留意事項通知」という。）第3の10の（4）における「正当な理由の範囲」につきまして、本市では次のとおり取り扱います。

【東根市における特定事業所集中減算の正当な理由の範囲】

① 東根市内における対象サービスの事業所数が、それぞれのサービスにつき5未満である場合

※みなし指定の事業所については、当該年度において介護サービス情報の公表の対象となっていない事業所は除外します。ただし、判定期間に新たに指定を受けた事業所で、1月あたりの介護報酬の額が80,000円を超えている場合は、事業所数に含めるものとします。

※事業所数は、それぞれの判定期間の最終月の初日（前期分については8月1日現在、後期分については、2月1日現在）で判断を行います。なお、それぞれの時点での事業所数については、山形県ホームページの「介護保険指定事業者情報」を参照してください。

- ② 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画が20件以下の場合
- ③ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれの対象サービスが位置付けられた計画の件数が1月当たり平均10件以下の場合
(例：計画の件数が1月9件の場合、9件全て同一事業者であっても正当な理由の範囲とする。)
- ④ サービスの提供に当たって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、特定の事業者集中していると認められる場合
80%を超えたことについて、その詳細な報告を求めるとします。
- ⑤ その他正当な理由があると考えられる場合
80%を超えたことについて、①～④に該当しないが、別に正当な理由がある場合は、その詳細について報告を求めるとします。
(例：サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘定した場合等)

2 特定事業所集中減算に係る報告等

留意事項通知第3の10の(3)による東根市長への書類の提出は、以下によりお願いします。

(1) 報告様式

別紙様式「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」に必要事項を記入し提出してください(提出したものの控えを必ず保管してください)。

(2) 報告対象事業所

居宅サービス計画に位置付けた訪問介護サービス等のいずれかのサービスにおいて、紹介率最高法人の割合が80%を超えた居宅介護支援事業所(休止中を除く)。

※報告対象とならなかった事業所についても実地指導等で確認することがありますので、期間ごとに別紙様式「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」を作成し、5年間は保存してください。

(3) 提出先

東根市福祉課

(4) 提出期限

判定期間が前期分(各年度3月～8月分)：各年度の9月15日

判定期間が後期分(各年度9月～翌年2月分)：各年度の3月15日

※提出期限の9月15日、3月15日が閉庁日の場合は、その翌開庁日が期限となります。

(5) 正当な理由について、1の④又は⑤に該当するものとして理由を記載した場合の取扱い

1の④又は⑤に該当するものとして理由を記載して提出した事業所に対しては、当該理由が適正なものかを個別に判断し、事業所に連絡します。その際に、添付された資

料では不十分だと判断された場合は、追加の資料等の提出を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。この場合、追加資料による審査は一度限りとし、追加資料をもってしても理由が不十分と判断された場合でも、更なる追加資料の提出は求めず、それまでに提出された資料により、理由が正当か否かを決定することとします。

また、1の⑤に該当する場合において、事業所の決定に当たり、利用者に対し介護サービス事業所を公正に紹介した上で利用者の希望を勘案したところ、結果的に特定の事業所に集中した場合は、以下の（i）及び（ii）についても提出してください。

（i）当該居宅介護支援事業所が、各利用者及び家族に事業所の紹介する際に用いる、介護サービス事業所の特徴をまとめた一覧

⇒居宅介護支援事業所自らが作成したもの、又は市町村が作成している事業所一覧又はパンフレット（事業所名や所在地だけの一覧ではなく、各事業所が行っているサービス内容や対応、送迎体制などの違いが分かるもの）

（ii）各利用者及び家族に対し（i）により説明した上で、各利用者が事業所を選んだことが分かる書類（任意様式。説明者氏名・説明日、利用者氏名（押印又は署名）、利用者が当該事業所を選んだ理由の記載のあるもの）

※（i）及び（ii）は、減算報告書と併せて5年間保存してください。

※（i）及び（ii）の資料が提出されたことのみで正当な理由と認めるものではなく、資料の内容を踏まえて判断を行います。